

嘉手納町人材育成会学資貸費生募集要項

嘉手納町人材育成会では、平成 29 年度学資貸費生を募集します。

1 目的

嘉手納町の次代を担う優秀な学生生徒で、家庭の経済的理由により修学困難な者に対し学資の貸与を行うことにより、嘉手納町の人材育成を図り、教育の振興に資することを目的としています。

2 対象者

募集する対象者は次のとおりです。

- (1) 国内の大学生、短期大学生、大学院生
- (2) 国内の専修学校生
- (3) 国内の高校生
- (4) その他理事会が認める教育機関に在学する者

3 貸与条件

次の条件を備えており、学資の貸与を希望する者としてします。

- (1) 日本国籍を有し、本町に 1 年以上住民登録する者、又は本町に 1 年以上引き続き住所を有する町民と生計を一にし、やむを得ず一時的に住所を異動している者
- (2) 学業成績及び操行が優れ、家計上学資の支出が困難な者
- (3) 他団体より貸与を受けていない者

※他団体との併願は出来ませんが、併用はできません。

【交付決定後】 1. 当会から借入する場合 → 他団体の辞退が必要です。

2. 他団体から借入する場合 → 当会へ連絡し辞退手続きを行います。

4 貸与人数

20 人程度

5 貸与額

貸与する金額は、次のとおりです。(長期休業期間は除きます)

- (1) 大学生、短期大学生、大学院生
 - 県外：月額 45,000 円×10 ヲ月＝ 年額 450,000 円
 - 県内：月額 30,000 円×10 ヲ月＝ 年額 300,000 円
- (2) 専修学校生
 - 県外：月額 45,000 円×11 ヲ月＝ 年額 495,000 円
 - 県内：月額 30,000 円×11 ヲ月＝ 年額 330,000 円

(3) 高校生 月額 15,000 円×11 ヶ月 = 年額 165,000 円

(4) その他理事会が認める教育機関に在学する者

月額 45,000 円を超えない範囲

6 貸与期間

正規に在学した場合の最短修業年限とします。

7 貸与方法

交付決定後に申請する口座へ、下記のとおり振り込みます。

振込回	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
振込時期	6 月 9 日	7 月 10 日	10 月 10 日	1 月 10 日

8 提出書類

貸与を申請する者は、下記書類を募集期間内にご提出ください。

(1) 平成 29 年度嘉手納町人材育成会学資借入申請書 (様式第 1 号)

(2) 在学証明書 (平成 29 年 4 月 1 日以降発行のもの) 又は合格通知書の写し
(新規入学者)

(3) 申請時直近の成績を証明できるもの (成績証明書など)

(4) 住民票謄本 (本籍、続柄の表示のあるもの: 申請者及び家族)

(5) 平成 28 年度 町民税・県民税 (課税・所得) 証明書
(世帯用: 申請者及び家族分)

(6) 平成 28 年度 納税証明書 (申請者及び保護者)

9 連帯保証人

町内に居住しており、次の条件に該当する者が 2 人必要です。なお、貸費生が理由なく償還義務を怠った場合、連帯保証人はその義務を負わなければなりません。

(1) 保護者

(2) 保護者以外で、独立の生計を営み、償還能力のある者

10 申請書の配布場所及び提出先

配布場所: 嘉手納町人材育成会

(嘉手納町役場のホームページからも確認できます。)

受付期間: 平成 29 年 3 月 14 日 (火) ~ 4 月 14 日 (金) 必着

【土日祝祭日は除く】

9 時~17 時 【12 時~13 時は除く】

提出場所: 嘉手納町人材育成会 (嘉手納町教育委員会 社会教育課内)

〒904 - 0293 嘉手納町字嘉手納 588 番地

TEL 956 - 1111 (内線 264・262・268)

11 選考方法

嘉手納町人材育成会理事会にて、成績、世帯の所得状況（家庭の経済事情）等に応じ、貸費生を決定します。

※学業成績、世帯の所得状況等によっては、貸与対象外となる場合もあります。

12 選考結果の通知

選考結果は、5月中旬までに文書で通知します。

13 新規貸与説明会

交付決定した貸費生および保護者は、下記の説明会にご参加ください。

日 時 平成29年5月30日（火） 午後7時

場 所 嘉手納町役場内 会議室

※説明会は、施設の都合等により日程変更となる場合もあります。

14 決定者への提出書類

新規貸与説明会参加時に、下記の書類をご提出ください。

対象者	提出書類
貸費生（本人）	①誓約書（保護者及び連帯保証人と連署） ②嘉手納町人材育成会学資貸与金口座振込依頼書
保護者	①誓約書（貸費生及び連帯保証人と連署） ②印鑑登録証明書
連帯保証人	①誓約書（貸費生及び保護者と連署） ②印鑑登録証明書 ③住民票妙本（本籍の表示のあるもの） ④所得証明書または固定資産証明書 ⑤納税証明書

15 貸与金の償還

当該学校を卒業後、翌年の4月から貸与月額 $\frac{2}{3}$ の金額を、貸与総額に達するまで毎月償還してください。

（例）平成30年3月卒業の場合 → 平成31年4月から償還開始となります。